

羽曳野市男女共同参画推進条例 4月1日施行

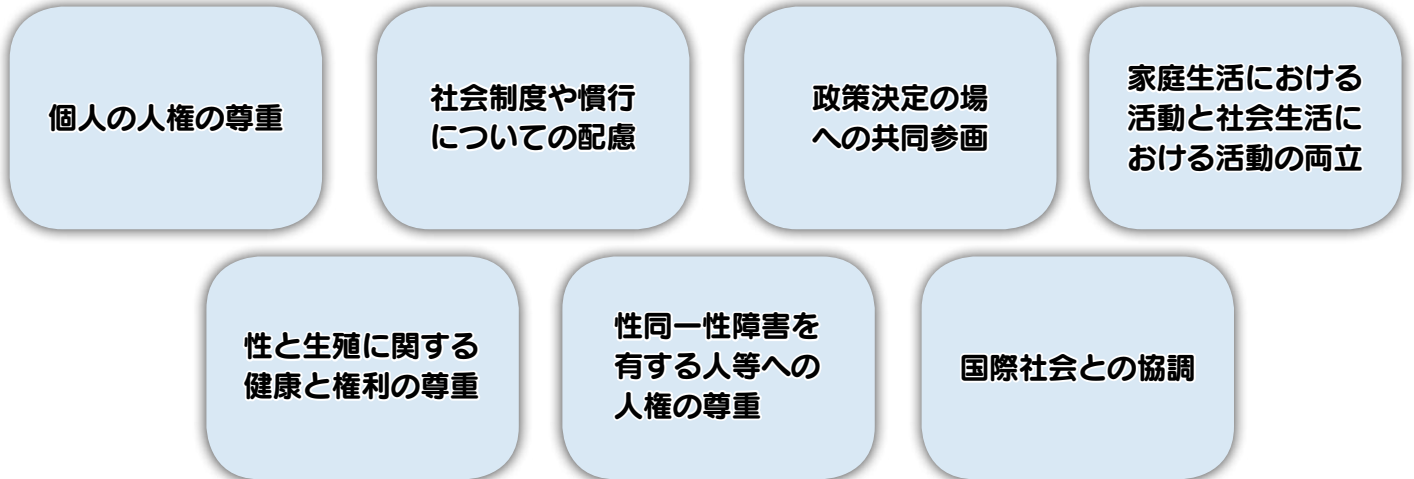
羽曳野市では、「男女共同参画社会の実現」のため、計画に基づきさまざまな取り組みをこれまで進めてきました。

しかし、男女共同参画社会の実現に向けてはさらなる努力が求められます。そのため、市民、事業者および教育関係者の皆さんと連携、協力して男女共同参画を推進するための基本となる条例を策定しました。

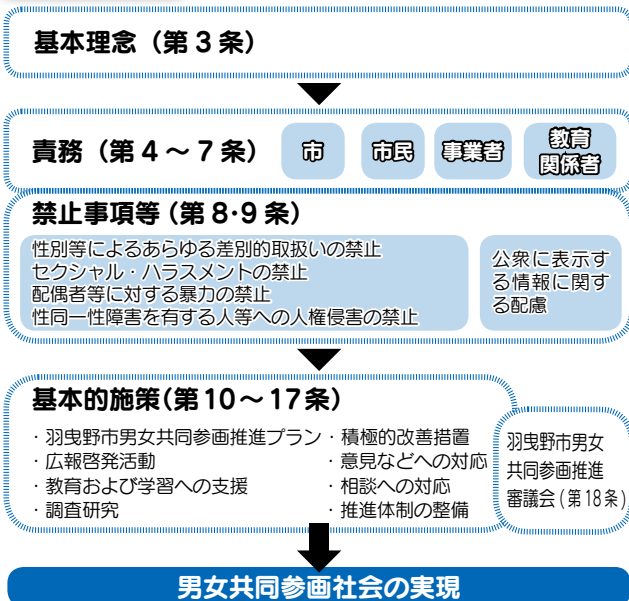
～条例では主に次のことが定められています～

- 男女共同参画の推進に関する基本理念
- 市、市民、事業者および教育関係者の責務
- 性別などによるあらゆる差別的取扱いの禁止事項等
- 男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項

7つの「基本理念」(第3条) について



条例のしくみ



男女共同参画推進審議会委員を募集します！

- 募集人数**：2人（任期：6月1日から2年間）
職務内容：審議会の会議に出席し、意見・提言を行う。
応募資格：①男女共同参画推進施策に関心を持ち、積極的に発言ができる方 ②6月1日現在で満20歳以上の方 ③市内在住か在勤か在学の方 ④平日9:00～17:00の会議に出席できる方 ⑤国や地方公共団体の議員および常勤の職員でない方
応募方法：①申込書 ②課題論文（課題）「男女共同参画社会の実現に向けた私の考え」（800字程度、書式自由）を持参または郵送で
応募期限：4月25日（金）17:30まで（当日消印有効）
選考方法：申込書、課題論文の審査により総合的に判断し、決定
その他：申込書は人権推進課で配布します。また、市ウェブサイトからもダウンロードできます。
申込・問合せ 〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1 人権推進課 ☎947-3606（直通）

羽曳野市留守家庭児童会

羽曳野市留守家庭児童会では、子育てと仕事の両立の支援のため、5月から開会時間を現在の17:00から18:30まで延長します。

延長使用する場合は、通常の使用料とは別に児童1人につき月額1,500円の延長使用料が必要です。（多人数割引はありません。）

問合せ 社会教育課課外対策担当
☎958-1111 内線4520

5月から開会時間を18:30まで延長します！

- 現在、留守家庭児童会は、放課後から17:00まで、長期休業中は8:30から17:00まで開会しており、使用料は児童1人につき月額5,000円（2人以上同時に入会する場合は、2人目以降の児童1人につき月額2,500円）です。
- 留守家庭児童会は、各小学校内（白鳥小学校は白鳥児童館内）にあり、入会対象は、本市の小学校に在籍する小学校1年生から3年生までの、保護者が就労などのため昼間家庭にいない児童です。